



回覧																			

薬疹について

皮膚科 准教授 竹田 公信



竹田准教授によるパッチテストの説明風景

薬疹とは薬剤の服用により生じる皮膚疾患のひとつです。薬疹の種類は皮疹の形状により分けられており、現在では20種類ほど知られています。特徴的な皮疹と薬剤の服用時期より、皮膚科医であれば、ある程度は疑わしい薬剤を絞り込むことができます。しかし実際には多数の薬剤を服用している患者さんも多く、原因となる薬剤を特定することが困難であることがしばしばあります。そこで皮膚科の外来では、パッチテスト(被疑薬を検査用の至適濃度に調合して体の一部分に貼る検査)、薬剤誘発リンパ球幼若化試験(採血で判定を行う検査)、内服テスト(主に入院の上、再度被疑薬を低用量から服用してもらう検査)

などを用いて原因薬剤を特定します。これらの検査で原因薬剤をうまくみつけることができれば、その薬剤を変更および中止することで皮疹は徐々に消退していきます。しかし服用中の薬剤を変更や中止できない場合、例えば抗癌剤などでは、原因薬剤とわかっていながらも服用を続けながら治療を行うこともあります。当然ながら皮疹の治療は難航します。さらに最近ではジェネリック薬が処方される機会が多く、被疑薬の特定はより複雑化しています。もし今後、皆さんが何らかの皮疹を認め薬疹を疑われるようなことがあれば、まずはご自身が現在服用している薬剤に変更や追加がなかったか、同様のエピソードが過去になかったか、また薬剤以外に何か服用したものがなかったかなどを思い返してください。そして、その内容を医師に正確にお伝えください。それらは原因薬剤を特定する際の有力な情報源となり早期診断、早期治療へと繋がります。

第18回 富山県公的病院医療安全研究大会

平成30年6月30日(土) 13時~17時新川文化ホールにおいて第18回富山県公的病院医療安全研究大会が開催されました。演題は22題、当院は中央放射線部の朴木拓也技師が「当院の一般撮影における再撮影の減少」のテーマで発表しました。特別講演は、「ノンテクニカルスキルは医療チームへの処方箋」と題して近畿大学医学部付属病院 安全管理部教授の辰巳陽一先生がご講演されました。有能なチームを作り上げるためには、感じる、認識する、伝えるなど「テクニカルスキル」を周囲と連携しながら支える能力を欠くことはできません。これら「テクニカルスキル」を支える能力全般を「ノンテクニカルスキル」と呼び、これを組織レベルで修得するプログラムを米国のAHRQは「TeamSTEPPS」と名付けています。講演では、「患者中心の医療」「患者さんを含んだ医療(安全)」の考え方の基に、その根幹である「思いを共有する」「伝える」「支える」ことに触れながら、ともすれば表面的な作法に陥りがちなノンテクニカルスキル・TeamSTEPPSの医療チームへの思いを共有できました。

*参考資料 第18回富山県公的病院医療安全研究大会プログラム・抄録集

部門紹介：ME部

臨床工学技士 澤 慎之介



血液浄化センターの定期点検

当院の血液浄化センターで使用している多用途透析装置は、電源を落とすことなく、毎日稼動しています。そのため、他の医療機器に比べ、装置本体に負荷が多くかかり、故障する確率(頻度)も高い傾向にありました。

そこで、私たちME部では医療安全の質向上を目標に平成29年度より、血液浄化センターにて多用途透析装置の定期点検およびオーバーホールを開始しました。ここでいう定期点検とは、医療機器の種類にもよりますが、日常点検で行う点検項目に加えて、より専門的な部分まで細かく点検することです。

また、オーバーホールとは、故障の有無にかかわらず医療機器を分解し必要であれば劣化部品の交換を行うことです。これらの点検を行うことにより突然の故障を防止し、安全な医療機器の運営を徹底することで、患者さんの身の安全を保障しています。

平成30年度 第2回医療安全研修会のご案内

平成30年度第2回医療安全研修会

日時：平成30年10月18日(木) 17:30~

場所：金沢医科大学氷見市民病院 6階多目的ホール

演題：「職員間のコミュニケーション」

講師：SOMPOLリスクアマネジメント株式会社 医療・介護コンサルティング部
サービス第1グループ 主任コンサルタント 橋本 勝先生

研修目的：医療安全においてコミュニケーションの重要性が強調されてきていますが、コミュニケーション・エラーは事故の原因となるだけではなく、職員同士のトラブルの原因ともなり、診療の質に影響を及ぼす可能性もあります。ケース・スタディ等を通して、コミュニケーション・エラーを防止するためのポイントを学びます。

平成30年度診療報酬改定における医療安全対策地域連携加算1について

平成30年度診療報酬改定で医療安全対策地域連携加算が新設され、既存の医療安全対策加算が見直されました。現在の体制に加え、他の医療安全対策加算1届出保険医療施設および医療安全対策加算2届出保険医療施設と連携することで医療安全対策地域連携加算1を受けることができます。地域の保険医療施設との連携は、患者安全のため必要であると理解し、当院も他部門と連携し、対応しています。

